

# 平成16年第3回定例会

平成16年11月29日 開会  
同 日 閉会

## 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

## 平成16年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会

平成16年11月29日

### 議事日程

- 第1 議員の辞職報告
- 第2 新議員の紹介
- 第3 議席の指定
- 第4 会期の決定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 管理者発言
- 第7 議長辞職の件
- 第8 報告第1号 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて
- 第9 議案第9号 群馬県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について
- 第10 議案第10号 多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬に関する条例の制定について
- 第11 議案第11号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第12 議案第12号 平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第13 一般質問

午後 2 時 3 1 分開会

## 開会のあいさつ

議長（佐藤淳君） 皆さん、こんにちは。

議長（佐藤淳君） 本日、平成 16 年第 3 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変お忙しいところ、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。さて、今期定例会に提案されますものは、平成 15 年度病院事業会計決算認定ほか 3 議案でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力する所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、開会のあいさつといたします。議事日程につきましては皆様のお手元に配布してありますので、よろしく願いいたします。本日の出席議員は 21 名中 20 名でございます。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。ただ今から平成 16 年第 3 回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

### 第 1 議員の辞職報告

議長（佐藤淳君） 日程第 1、議員の辞職報告を行います。去る 7 月 27 日、吉井町選出の武藤信雄君より一身上の都合により辞職願が提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により同日これを許可いたしましたから報告いたします。

### 第 2 新議員の紹介

議長（佐藤淳君） 日程第 2、新議員の紹介を行います。日程第 1 の報告に伴いまして、このたび平成 16 年 7 月 27 日付けで吉井町より大竹隆一君が当選されましたので紹介をいたします。

### 第 3 議席の指定

議長（佐藤淳君） 日程第 3、議席の指定を行います。議席は会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。14 番、大竹隆一君と指定いたします。この際、大竹君の自己紹介を許可

いたします。大竹隆一君。

議員（大竹隆一君） ただ今ご紹介をいただきました、吉井町よりお世話になります大竹隆一でございます。皆さんもご存じのように、吉井町はきれいさっぱりということになりました。今後、多野藤岡における広域行政におきましても重要なことになると思われますし、特に医療という分野におきましては人間の尊厳であります生命を守るという一翼を担っているというように理解しておりますので、皆様のご指導をいただきながらこの職を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 第4 会期の決定

議長（佐藤淳君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（佐藤淳君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

#### 第5 会議録署名議員の指名

議長（佐藤淳君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。6番、松本啓太郎君。17番、宮前俊秀君を指名いたします。暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時37分再開

#### 第6 管理者発言

議長（佐藤淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。17番、今井清和君を指名いたします。日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに平成16年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多用にも

かかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。現在、新潟中越地方では地震により被害は大概が大変な状況であります。本組合の職員も6名が被災地に赴き医療活動を提供してまいりました。これからますます寒さが厳しくなるに当たり、より早い復興が望まれるところでございます。

さて、本組合におきましては大変厳しい経営状況が続いておりますが、先ほどの中期計画にもありますように、職員一丸となり経営改善に努めていく所存であります。議員各位には深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。さて、本日の案件は、組合各事業の平成15年度決算と報告1件と6議案の審議とをお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので慎重ご審議いただき、議会としての意思決定をお願い申し上げます。簡単ですが開会のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### 日程第7 議長辞職の件

議長（佐藤淳君） 日程第7、議長辞職の件を議題といたします。地方自治法117条の規定により退場し、副議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

副議長（松本克彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議長の都合により副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。まず、辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 辞職願。一身上の都合により、多野藤岡医療事務市町村組合議会議長を辞職したいのでご許可くださいますようお願い申し上げます。平成16年5月21日、多野藤岡医療事務市町村組合議会副議長 松本克彦様。多野藤岡医療事務市町村組合議長 佐藤淳。以上です。

副議長（松本克彦君） お諮りいたします。佐藤淳君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、佐藤淳君の議長の辞職を許可することに決しました。佐藤淳君の入場を求めます。ただ今、議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 1 分休憩

午後 3 時再開

副議長(松本克彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議長の選挙を行います。選挙の方法については地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りします。指名の方法については副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長(松本克彦君) ご異議なしと認めます。議長に松本啓太郎君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、副議長において指名いたしました松本啓太郎君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

副議長（松本克彦君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました松本啓太郎君が議長に当選されました。ただ今、議長に当選されました松本啓太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。松本啓太郎君、議長承諾のあいさつをお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 一言ごあいさつを申し上げます。ただ今、不肖私が多野藤岡医療事務市町村組合議会議長に当選させていただきました。よろしく願い申し上げます。元より浅学非才、その器ではございませんが、地域住民の方々の健康増進と地域医療、福祉の発展、それに円満なる議会運営のため全精力を傾注する所存でございます。議員各位を始め、皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます、議長就任のあいさつといたします。よろしく願いします。

副議長（松本克彦君） 議長選出に当たりましては、議員各位のご協力をいただき、副議長としての職務を務めさせていただきました。議長選挙が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。大変ご協力ありがとうございました。議長交代のため暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時5分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。会議録署名議員の変更をさせていただきます。会議規則第77条の規定により、6番、松本啓太郎に変わり、7番、冬木一俊君を指名いたします。

## 第8 報告第1号

議長（松本啓太郎君） 日程第8、報告第1号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改定する規約の専決処分の承認を求めることについて、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 報告第1号群馬県市町村総合事務組合規約の

一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決のお願いを求めます。内容につきましては群馬県市町村総合事務組合から脱退する場合の退職手当の支給事務にかかる負担金の還付、または特別徴収に関して脱退する団体の負担軽減を図るため、100分の80を100分の90に改めるものと、組織団体である大胡町、宮城村、および粕川村が前橋市に吸収され、前橋広域市町村圏振興整備組合が解散することにより、規約の一部を改正いたすものであります。本件については平成16年10月15日付けで議決依頼がありました。議会を招集する場がないと思ったので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。以上、誠に簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより採決いたします。報告第1号群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

## 第9 議案第9号

議長（松本啓太郎君） 日程第9、議案第9号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。提案

理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 議案第9号群馬県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議についてのご説明を申し上げます。当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より規約変更に関する協議の議決依頼を受けています。内容につきましては、第1としまして市町村の廃置分合に伴う群馬県市町村総合事務組合財産の処分に続き、市町村の廃置分合を起因として、当然に解散することとなる一部事務組合の総合事務組合財産の処分については第12条の規定によるほかは行わないこととし、解散組合に帰属する総合事務組合財産の処分については解散組合の事務を継承する地方公共団体が承継することとするため。

第2としましては、承継団体が引き続き、または新たに群馬県市町村総合事務組合で退職手当支給事務を共同処理する場合には、解散組合に対しては、第12条の規定は適用しないこととするため。ただし、引き続き、または新たに退職手当支給事務を共同処理する承継団体が退職手当支給事務の共同処理を取り止めるときは、解散組合の負担金総額の100分の90に相当する額及び総額を加算して第12条の規定を適用することとするため。

第3としまして、承継団体が退職手当支給事務を共同処理する場合は、解散組合の職員分に限っては、解散組合の持ち分の出資をもって第13条の規定による加入負担金に代えることができることとするため。

第4としまして、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合が解散し、伊勢崎市、赤堀町、佐波東村及び境町が廃され、その地域をもって伊勢崎市が設置されることにより、群馬県市町村総合事務組合にて事務の共同処理をするため。

第5としまして、同じく組織団体である白沢村及び利根村が廃され、その地域が沼田市に編入されるため、沼田市外三箇村清掃施設組合から、沼田市外二箇村清掃施設組合と名称変更されるため。

以上のことにつきまして、市町村合併の特例に関する法律第9条の2第1項及び2項の規定によりまして、議会の議決が必要となっております。

以上、誠に簡単でございますが提案理由説明とさせていただきます

ます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第9号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

## 第10 議案第10号

議長（松本啓太郎君） 日程第10。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第10号、特別職のものの報酬に関する条例の制定についてご説明申し上げます。去る平成13年度に導入いたしました高速無線通信システム、キャノビームの不適切な事務処理について平成16年2月25日の議会を空転させ、行政の信頼を著しく失墜させた件であります。この件に関しましては議員の皆様を始め、地域住民の皆様大変ご迷惑をおかけし、まことに申し訳なく、改めておわび申し上げます。管理者として、また副管理者として、その姿勢を明確に示すべく、地域住民から病院を

預かる責任者として、責任の一端を果たしたいと考えまして上程させていただいたものでございます。議員各位のご賛同をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 特別職の報酬の減額、大変、管理者、副管理者とすれば立派な行為だと考えます。しかし、管理者100分の20ですか、副管理者が100分の10。6万2,000円に対して1万2,400円。副管理者が5万円に対して5,000円。この程度の減額ということで条例を改正されておりますが、実質的な経営者というのは院長、事務局長ですね。その院長、事務局長はどれだけの責任を考えておるのか、その点をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） ご指摘のとおりだと思っております。当然、そのような意味では責任というものはあるというように思います。しかしながら、一連の流れの中で管理者が責任を取るという話の中で院長、事務局長までがという話をされましたので減額がございませんでした。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） ご指摘いただいたとおり、責任は十分自覚しております。その責任をどのような形で表すかということでもありますけれども、それは再発防止ということ、そこにいかに務めるかということで責任を果たしていきたいと考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他に。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第10号について、ただ今、事務局のほうから説

明があったわけなのですが、この責任の一端を担うということで管理者、副管理者おのおの100分の20、100分の10ということで、2割、1割の換算ですけど、少し今、湯井議員さんの質問に関連するのですが、どのぐらいの減額になったのか教えていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君） 冬木議員さんの質問にお答えします。金額につきましては管理者、減額、6万2,000円、20%ですから1万2,400円。副管理者につきましては、減額、5万円ということです。金額に直しますと1割ですから5,000円です。以上です。

議員（冬木一俊君） 議長。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） この問題につきましては責任の一端を担うということでかなりの高額な金額の報酬の改正だというように思っていたのが1万2,400円と5,000円ですか。どのぐらいの金額で、管理者と副管理者に聞きたいのですけれど、責任の一端が担えるのであるのかどうか。問いかけを願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 冬木議員のご指摘でございますが、金額からしますと確かに大きなものでないこと、私のほうで1万2,400円。副管理者のほうで5,000円ということでございますが。この金額というよりも、20%そしてまた10%の削減をするという気持ち、この意味合いというのは大変大きなものがあるというように私は自覚しております。そこで、私も副管理者も20%、100分の20ということで、100分の10ということで減額をお願いしたいという意思でございますので、よろしく願い申し上げます。

副管理者（高橋功君） 議長。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（高橋功君） 質問にお答えをさせていただきます。金額の問題がありましたけれども、責任については重々感じております。そして、この金額がどうかということでもありますけれども、この金額がどうのこうのということではなく、減額をしていくのだ、というこの姿勢を見ていただきたい。このように考えてもおります。また二度とこのようなことが起きないようにということで、なお一層努力をしていきたい。このように考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。  
（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号、多野藤岡医療事務市町村組合特別職のものの報酬に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

### 第11 議案第11号

議長（松本啓太郎君） 日程第11。議案第11号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第11号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。昨今の医療環境は、少子高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立することが重要とされております。また、診療報酬マイナス改正の影響を受け、病院経営はますます厳しい状況におかれることになり、収入の確保と経費の節減合理化に努め、経営基盤を強化することがますます必要となってきました。それでは決算の大綱を説明させていただきます。

平成15年度の病院事業会計として前年度同様、公立藤岡総合病院、附属外来センター、訪問看護の3施設を運営しております。まず公立藤岡総合病院では、年間患者数は入院12万7,435人、外来3万7,638人です。税抜き事業収益は66億8,331万円で、内訳として医業収益65億299万円。うち、入院収益が86.3%を占めております。医業外収益は1億8,101万円で、このうち1億2,885万円が企業債利息分の市町村負担金であります。次に、税抜き事業費用は69億8,218万円です。内訳として医業費用66億2,156万円です。医業外費用では企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により、3億6,005万円。特別損失では過年度修正損分で、55万円を計上しております。この結果、公立藤岡総合病院では2億9,887万円の純損失を生じました。

次に、附属外来センターでは年間患者数は外来だけで22万3,909人です。税抜き事業収益は18億7,021万円で、内訳として医業収益17億7,040万円。うち、外来収益が91.7%を占めております。医業外収益は9,184万円です。このうち、8,315万円が企業債利息分の市町村負担金です。特別利益は797万円です。次に、税抜き事業費用は22億8,602万円です。内訳として、医業費用21億1,509万円です。医業外費用では企業債支払利息、消費税の費用化による雑支出等により1億7,092万円です。特別損失は動きがありませんので、附属外来センターは4億1,580万円の純損失を生じました。

最後に、訪問看護では税抜き訪問看護事業収益で4,482万円です。内訳として事業収益4,478万円。事業外収益

4万円であります。次に、税抜き訪問看護事業費用は3,768万円であります。内訳としましては事業費用3,737万円、事業外費用では30万円であります。その結果、訪問看護では純利益714万円を計上いたしました。

平成15年度は3施設合計で7億753万円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センター繰越欠損金、訪問看護の繰越利益剰余金を差し引き合計で17億8,849万円の未処理欠損金を平成16年度へ繰り越しました。また訪問看護については未処分利益剰余金のうち、35万円を減債積立金として剰余金処分計算書案を上程させていただきました。

平成16年度も経営環境の厳しい状態ではありますが、引き続き関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。内容その他の詳細については経営管理部長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。なお、本決算書につきましては、去る8月25日、武田、青柳両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては議員各位のお手元に配布いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことを感謝申し上げ、改めて御礼申し上げます。慎重ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。平成15年度病院事業会計決算認定について提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） それでは詳細につきまして公立藤岡総合病院から説明させていただきます。患者状況ですが、入院患者については年間12万7,435人。1日平均にしますと348.2。外来の患者につきましては附属外来センターの分離によりまして、救急外来患者2万8,020人。透析外来患者は9,618人で、年間3万7,638人で、診療日数は246日での1日平均は153.0人でした。

次に、収益的収入及び支出であります。税抜き収入決算額は、66億8,331万851円であります。その主なものは、医業収益で65億229万3,162円あります。このうち、入院収益は、56億1,287万9,890円。外来収益は、救急、透析患者で6億778万3,250円あります。その他医業収

益では2億8,163万22円で、そのうち救急医療負担金は7,672万2,000円であります。医業外収益では1億8,101万7,689円で、主なものといたしまして他会計企業債の利子分負担金で1億2,885万3,000円、国県補助金としまして650万円であります。次に、税抜き決算額は69億8,218万5,281円であります。このうち、医業費用では66億2,156万9,223円あります。その内訳といたしまして、給与費で35億6,991万4,819円。材料費といたしまして19億5,550万1,168円。経費7億3,544万2,333円。減価償却費3億3,435万6,728円あります。医業外費用としましては3億6,005万7,073円で、その主なものは企業債の支払利息で1億9,328万455円。消費税の費用化による雑支出が1億3,155万8,081円あります。特別損失では、消費税の修正申告で過年度損益修正損で、50万8,985円を計上したものであります。医業収支比率では98.2%。総収支比率が95.7%と100%を下回り、2億9,887万4,430円の純損失を生じました。

続きまして、附属外来センターの詳細について申し上げます。患者総数ですが、外来患者数は年間22万3,909人。診療日数は295日で1日平均にしますと759.0人。次に収益的収入および支出であります。税抜き収入決算額は18億7,021万7,077円あります。その主なものは医業収益で17億7,040万2,507円。このうち、外来収益は16億2,423万9,952円で医業収益の91.7%を占めています。その他医業収益では公衆衛生活動や医療相談等の健診関係1億4,616万2,555円あります。医業外収益では9,184万1,319円で、その主なものは他会計企業債利子分負担金で8,315万1,000円あります。特別利益としまして、職員詐取分のうち平成14年度該当分で、797万3,251円あります。

次に支出の税抜き決算額は22億8,602万6円あります。このうち、医業費用で21億1,509万3,258円あります。その主な内訳ですが給与費で8億3,660万6,077円。材料費で3億6,815万4,211円。経費で5億9,440万6,285円。減価償却費で3億1,199万133円あります。医業外費用としては1億7,092万6,748円で、内

訳としまして企業債の支払利息で1億2,472万6,316円。消費税の費用化による雑支出が、4,620万432円でありませぬ。医業収支比率は83.7%、総収支比率は81.8%と100%を下回る4億1,580万2,929円の純損失を生じました。

続きまして訪問看護の詳細について申し上げます。利用者状況ですが、年間4,617人。訪問日数295日で1日平均が15.6人です。収益的収入および支出で税抜き収入決算額は4,482万4,917円であります。その主なものは療養収益。利用料等の事業収益で4,478万1,997円あります。事業外収益は、受取利息等で4万2,920円。次に、支出の税抜き決算額は、3,768万2,029円で、このうち事業費用が3,737万6,659円あります。その主な内訳は給与費で3,322万4,551円。材料費で5万5,315円、経費377万2,558円。減価償却費9万9,744円あります。事業外費用としまして30万5,370円で消費税の費用化による雑支出であります。その結果、訪問看護は純利益714万2,888円を計上いたしました。

3施設合計で7億753万4,471円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院及び附属外来センターの繰越欠損金、10億8,785万6,224円で、訪問看護の繰越利益剰余金、689万4,495円を差し引きますと、17億8,849万6,200円を欠損金として16年度に繰り越すものであります。

次に資本的収入および支出についてご説明申し上げます。税込み収入決算額は2億6,233万6,000円あります。第1款公立藤岡総合病院資本的収入では1億4,613万6円で、内訳としましては、すべて他会計負担金であります。第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的収入は1億1,620万円で、内訳はすべて他会計負担金であります。これに対しまして資本的支出の税込み決算額は4億1,261万3,849円あります。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出が2億3,831万3,493円で、第1項建設改良費は1,911万円あります。その内訳ですが、工事費で手術棟増改築設計費1,260万円とキャノビーム工事費651万円あります。第2項企業債償還元金として2億1,920万3,493円あります。次に第2款公立藤岡総合病院附属外来センター資本的支出では、第1項企業債償

還金 1 億 7 , 4 3 0 万 3 5 6 円であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 5 , 0 2 7 万 7 , 8 4 9 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 4 , 1 0 4 万 4 , 2 4 6 円。建設改良積立金 9 2 0 万円。当年度分消費税資本的収支調整額 3 万 3 , 6 0 3 円を充てて収支の均衡を図りました。

以上、誠に簡単ではありますが、詳細についての説明を終わらせていただきます。

議長（松本啓太郎君） 決算審査の報告を監査委員にお願いいたします。

監査委員（武田弘君） 監査委員の武田でございます。監査委員を代表して決算の審査報告を申し上げます。平成 1 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算につきましては、審査の概要とその結果についてご報告申し上げます。去る 8 月 2 5 日に、地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定について、管理者より審査に付された平成 1 5 年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に証拠書類を照合し、審査を行ったものであります。それではお手元に配布いたしました決算審査意見書の写しを参考にご覧いただきたいと思っております。

患者利用状況ならびに決算額につきましては、管理者からの提案理由と説明のとおり数字でございますので省略いたします。まず、公立藤岡総合病院から報告申し上げます。収益的収入および支出につきましては、損益計算書より税抜き決算額を前年度と比較いたしますと、総収入益では 1 3 . 9 % の増でございます。また総費用は 5 . 7 % の増で、収益が大幅な増加となって、費用は増を示しております。収益では、医業収益が総収益の 9 7 . 3 % 増えて、医業外収益 2 . 7 % であります。

それでは審査意見書の 2 2 ページを参考にご覧いただきたいと思っております。前年と比較いたしますと入院収益において 1 5 . 4 %、7 億 4 , 8 5 6 万円の増でございます。外来収益によって 3 . 9 %、2 1 8 万 5 , 0 0 0 円の増を示しております。医業外収益では、企業債利息償還のための他会計負担金の増加によりまして 1 5 . 8 %、2 , 4 6 6 万円の増となりました。特別利益はございません。次に、費用では総費用の 9 4 . 8 % が占める医業費用で、前年と比較しますと 5 . 7 %、3 億 5 , 5 2 4 万円の増を示しております。主なものとしまして、給与費で 3 3 名の増加

人員で5.5%、1億8,633万円の増でございます。材料費でも1.3%、1億8,227万円の増でございます。経費では、委託業の業務見直し等によって1.0%、780万円の減でございます。減価償却は3.4%、1,159万円の減でございます。医業外費用では、企業債償還利息1.4%、2,829万円の増でございます。また、医療事故賠償金の支払いによる雑損失が、2,253万円の増でございます。また消費税の費用化による雑支出が9.2%、1,105万円の増となりました。特別損失では消費税の修正申告分の過年度修正損で2,551万円の減であります。以上、費用の増加による医業収支によっては1億2,927万6,061円の損失を生じることになりました。医業収支は雑損失、2億9,887万4,430円を生じましたが、前年と比較いたしますと、前年が7億3,775万円でございますから、差し引いて4億3,885万円の単年度の赤字が圧縮されたわけでございます。

次に、外来センターの説明をします。収益的収入および支出について、税抜き決算額を、前年度と比較いたしますと、総収益では15.8%の増。総費用では2.5%の減です。収益は増加となり、費用は減額を示しております。収益では医業収益が総収益の94.7%を占めて医業外収益4.9%、特別利益、0.4%であります。

それでは審査意見書の26ページを参考にご覧ください。前年と比較いたしますと、外来収益によって16.5%、2億2,565万円の増を示しております。医業外収益では企業債利息償還のための他会計負担金等の増加によって1.2%、851万円の増となりました。特別利益は職員の委託費の平成14年分の該当分で797万円の増加を示しております。次に、費用では、総費用の92.5%を占める医業費用で、前年と比較しますと2.9%、6,384万円の減を示しております。主なものとして、給与費で12.7%、1億2,290万円の減でございます。材料費では5.8%、2,013万円の増になりました。また経費では医療器械の保守等の増加によって6.7%、3,719万円の増でございます。医療外費用では企業債償還利息3.1%、379万円の増を示しております。また消費税の費用化によるところの雑支出が2.2%で98万円の増となっております。特別損失はございません。以上、費用は減少したものの医業収支においては3

億 4 , 4 6 5 万円の損失を生じることになりました。事業収支では雑損失、4 億 1 , 5 8 1 万 2 , 9 4 9 円の損失でございます。なお、前年の赤字が 7 億 2 , 9 6 4 万円でございますので、支出 3 億 1 , 3 8 4 万円の単年度の赤字は圧縮されたわけでございます。

次に、訪問看護でございますが、損益計算書より税抜き決算額を前年と比較いたしますと、総支出では 4 . 7 % の増、総費用は 2 . 7 % の増となっております。審査意見書の 2 6 ページをごらんください。主な内容としましては、医業収益では訪問看護、病棟収益が 1 8 . 5 %、2 5 5 万円の増であります。また、費用では給与費が 0 . 6 %、1 9 万円の微増となっております。純利益は 7 1 4 万 2 , 8 8 8 円を計上いたしました。平成 1 5 年度は病院事業としての 3 施設合計で 7 億 7 5 3 万 4 , 9 7 1 円の純損失を生じ、公立藤岡総合病院の繰越欠損金、訪問看護の繰越利益の剰余金を差し引きした合計では 1 7 億 8 , 8 4 9 万 6 , 2 0 0 円の未処理欠損金を平成 1 6 年度へ繰り越いたしました。

次の資本的収入・支出につきましては後ほどまた説明がございますので、省略いたします。以上まことに簡単でございますが、決算審査の概要についての報告を終わりたいと思います。よろしく願います。

議長（松本啓太郎君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 何点か質問をお願いします。決算報告書の 4 5 ページ、4 6 ページのところですが、事業費用に関する事項ということで、公立藤岡総合病院と附属外来センターが載っていますけれども、このページで質問させていただきたいと思います。今、監査委員さんのほうからも説明がありました給与費の関係なのですけれども、1 億 8 , 0 0 0 万、3 3 名の増員、これは入院棟ですね。方や外来センターのほうですと 1 4 名の 1 億 2 , 0 0 0 万ということなのですけれども、これは 1 4 年については、外来センターからこのような入院棟のほうに所在が移ったという理解ですか、それとも、まるっきり全員切ってしまうと新たに新規な人員で 3 3 名を採用したのか、そこの部分についてお伺いします。

それと経費の部分についてなのですが、ちょっと聞き取りづらかったのですが、外来センターの方です、46ページの3,700万円ほど増えているのは、機械の更新とか補修とかということだったので、この辺の経費についてもう一度説明をいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤眞澄君） 吉田議員さんのご質問にお答えします。病院のほうで33名の純然たる増、外来センターが14名の減ということで、トータルで申し上げますと19名の増ということになります。内訳としましては、基本的には外来センターに籍を置いている職員を入院棟のほうに持ってきたというのが基本でございます。実際に純粹にとりましたのは、看護師の18名というのがメインにふえております。ですから、入院棟が33名の増ということは、外来センターから14名とりまして、純然たる増は19。そのようなことでございます。

議長（松本啓太郎君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） 吉田議員のご質問にお答え申し上げます。外来センターの経費の3,000万円程の増につきましては、当初エックス線の関係を導入しましたけれども、やはり2年目となりますとMRIあるいはCTという大型の撮影装置の保守を受けたものでございます。保守を受けなくて仮に故障といった場合には保守を上回る金額ということで発展する可能性がありますので、徐々に保守をかけていきたいということで、15年度は3,000万の保守料がふえたということでございます。

議長（松本啓太郎君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 給与費の関係から質問するのですが、看護師が19名ですか、増えたということなのですが、これはどのようなことで、何を理由に19名が一気に増えたのか、その辺の説明をいただきたいと思います。それまでが入院棟のほうを改修して100%とか、最大に稼働しても90%、95%は保っ

ているけれども、そこまで行かなかったのも、人員が要らなかったのか、今度入院棟が完成したのもっと必要だということなのか、その辺を説明してください。

それから、経費のことについて、今、保守点検。保守点検という理解でよろしいのですかね。そのような観点からお聞きしますが、けれども、これは専門的な医療器械ですから、だれでも保守ができるということではないので、専門的な方にさせていただくのだと思うのですけれども、保守点検を受けていて、空調設備から始まっているいろいろなところで保守点検はあるのですけれども、ずっとこのところ年々も見てきて保守点検委託ということで保守点検をしているのですけれども、かなり成果が実らずにですね、寿命の前に壊れてしまったりとかということがあって、非常にその点について見直す必要があるのではないかと思うのですけれども、これは一概に空調だとかそのようなものとは考え方を違えなければいけないと思うのですけれども、設備をした年から保守点検が始まる。だけれども、家庭などについて考えてみると、テレビを買っても、1年目から保守点検はしないでしょうね。耐用年数だとかは、今、技術が進んでいますから、5年6年はほうっておいてもテレビはそんなに壊れるものではないのですけれども、保守点検をすることによってその機械がどのくらい成果が得られてどのくらいの効果が出るのか、それによって。これは3,000万円を毎年かけているということになると、10年たって3億円ですね。機械がそんなにちゃちにできているものではないと思うのですけれども、新たに買ったほうが、壊れた場合に5年6年でまた新たに買ったほうが安いという場合もあるかと思うのですけれども、その辺についてどのような形で保守点検の費用が妥当なものなのかどうなのかということをごの辺でちゃんとしているのかを教えてください。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤眞澄君） 18名の看護師の増ということで簡単に申し上げましたが、15年で入院棟の改修が終わりました。その関係で病棟の数が増えているということと、あとスペースを広くとるといような関係がございまして、入院患者が大体37、8ぐらいの病棟というようなことがありまして、看護師は18名増というこ

とです。

議長（松本啓太郎君） 外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） それでは、保守の関係につきましてご説明申し上げます。例えばCTという撮影装置がございます。この部分は管球がですね、1回撮るごとに1スライスと言うのですが、25万から30万スライスぐらい撮りますとその管球は壊れてしまう。費用については1,600万ぐらいかかるものでございます。1年で約、外来センターが14万スライスぐらい撮っております。2年目から見ますと約30万近くということで、もう切れるという見込みの中で保守料を払うということでございます。なお、保守の内容につきましては、一定の故障範囲は保守料を払った中で治していただく。そのようなことでございます。それと、やはりMRIを含めてそのようなことにつきましては非常に湿度等々の微妙な影響を受けるということなので、やはり毎日の業務の中においてはどうしても、そう大きな故障ではありませぬけれども、ある程度の故障は年間に何回か起きております。そのような中でやはり保守料は必要かなと。ただ、全体の保守料の関係ということにつきまして、われわれ事務局においても少し考えを持っております。よろしく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 人件費の関係について、給与費の関係について再度、これは3回目なのですが、公立総合病院では入院にして外来センターがこっちに来るという中で、その当時いろいろな質問をさせていただいた経緯があるのですけれども、人件費等も増えて経営困難になるのではないかとということで質問、指摘等をさせていただいたのですけれども、今の体制のままでやっていけるということの説明をいただいて、そんなことはできないだろうけれども、そのような答弁をするのならそれでやってくれるだろうということで期待をしていたわけなのですけれども、ここへ来て人件費がこの分だけでも6,000万円、要するに減った1億2,000万と増えた1億8,000万で6,000万円が余分に出ているわけですね。この辺について前に一度、現員の体制のまま

でいけるという答弁をいただいているのですけれども、どのようなことなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 先程の議員さんの質問の中で、やはり改修が終わったから増えたのかというご質問の中で、私とすればそのとおり考えています。まず、改修中というのはもちろん病棟を無理に回すような状態、人員募集ないというように考えておりますし、当初やはり看護師が足りない体制の中で、外来センターにおいても患者数が少ないという現状の中で、いろいろな経緯があるわけでございますけれども、それでもまだ患者様の人数が少ないということで、先ほど庶務課長からも説明がありましたとおり、入院棟のほうに人員を回した経緯もあります。しかしながら、それでは間に合わないということで、前にも経営上の問題でご説明申し上げておりますけれども、特に救急夜間体制の中で24時間体制ということで救急を行っておりますので、現在もそちらに40名の看護師が勤務しているという現状の中で、病棟数から言っても、やはりベッド数が35床から37床ということから言いますと、増えざるを得ないという現状でございます。先ほどご説明がありましたとおり、そのような理由がありますので、人員がふえているということでございます。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時休憩

午後4時3分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君） 今回の外来分離に当たりましては、分離以前に外来分離するからさらに良い施設にするかということで協議を重ねまして、このようなことを外来分離を機会に整備することになってまず、HCUといたしまして、かなり高機能なケアので

きるものをつくりました。それから、救急センターを独立して、それに伴う看護師がふえてしまった。それから、幾つかの診療科を新設しまして、その分がふえた。そのようなことが外来分離による単なる増員ではなくて、同時に機能を強化したというのが理由であります。

議長（松本啓太郎君） ほかにご質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この決算書を見ますと昨年10億、今回が7億の未処理欠損金だから、合わせますと17億ということで、前年に比べれば3億近く欠損が減ったからといって納得できるものではございません。この中で見てみますと流動負債が10%以上も落ちてかなり厳しいような状況になっておる中で、経営の安定化に一生懸命努力しますという、前回、答弁をしておりますが、私から見ればどれほど努力したのかなというように疑問に思います。中で確かに収益は伸びておりますが、同じように費用も伸びている。本来、収益をふやして費用を減らすのが一番健全な経営の仕方でございますが、民間病院に経営が乗り移りますと、赤字経営になる場合に一番最初に手をつけるのが人件費。人件費をいかに減らせるか。かなり人件費もウエートを占めております。17ページの給与の表にしても3億5,000万ですか。前年よりも1億8,000万以上増えている。そのところにメスを入れていかない限り一向に中期計画ではありませんけれども、この体質からは抜け切らないのではないのかなと私は考えます。今の市の職員に準じる給与体制、この体制を事業の収益増の方へ、もう一度賃金の体系を見直すような考えはないのか、その点をお伺いします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤眞澄君） 湯井議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。現在、地方公務員ということで、経営にどのような形で経済性を上げているか。これを別の給与体制というのですか、別というわけにもいかないと思うのですが、公務員の給料表にのっとりながらも昇給のストップとかと思うのですが、今の中では十分検討し、給料が人事院勧告ですね、それよりもオーバーするというわけにはいかないと思うのですが、これは検討の余地はあ

ろうかと考えております。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） そのような給料体系見直しというのは管理者の一声があればできないことはないわけですが、一たん管理者としても給料体系、今より20%カットしますよくらいの強い決意を持ってこの病院の経営に当たっていただければ改善になると思うのですがまた、職員も恐らく給料カットされれば、それなりに一生懸命やっていたら大変いいのではないかなとわたしは思っています。管理者、どこまでこの給料体系について踏み込んでいくのかお伺いいたします。

また、48ページですか、その重要契約の中で、一番最初の株式会社栄久さん、それと東朋産業、これは毎回かなりでてきてまして、どのような感じでどのような契約なのか、これはきちんとした一般競争入札のもとで契約したのか。本来は一般競争入札でございますから、きちんとした一般競争入札なのか、その辺をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 議員ご指摘の人員費でございますが、先ほどの中期計画にも若干触れておりますけれども、職員の給料を20%カットですか、そこまで踏み込めば明かりが出てくるというお話ですけれども、やはりこの地域での安全で安心できる医療を提供するという大きな使命がございます。そのためにみんなで一生懸命努力しながらこの病院の経営に向かってやっていきたいのだということでございます。人員費カットだけがすべての経営方針ではありません。ただ、そのつもりで、そのような考えも踏まえながら、しっかりとしたいいい病院であってほしいということで、今後、中長期の考え方でやっていきたいというように思います。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君） 湯井議員さんのご質問にお答えします。48ページの重要契約なのですけれども、契約会社、株式会社栄久に

つきましては、3社見積もりで業者選定を行った結果、栄久と契約を締結しております。東朋産業につきましても、3社見積もりをいたしまして一番安かった業者、東朋産業株式会社と契約をいたしました。以上です。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 3社見積もりということで契約しておりますが、契約する場合には見積もりという方法は原則的にはないわけですね。一般競争入札ですから、なぜこの3社見積もり、恐らく栄久だとか東朋産業、このうちあと2社の金額を入れる程度で見積もりができてしまうわけですね。いくらで入れてくれや程度で。そのような格好でこれだけの額を支出している。このようなのをきちっとしていかない限り、いつまでたってもこの病院改善はされてこないものと考えます。以降、一般競争入札に変えていくつもりがあるのかないのか。また、あるかないかどころかいただかなければならないと思っております。費用、例えば支出を減らすためにどれだけのことをするのか、中期計画以外でどれだけのことをこれから費用を削減していくのか、具体的なことを幾つか示していただければ大変ありがたいのですが。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君） 議員さんのおっしゃるとおり、病院につきましても当然一般競争入札というのが原則です。これは言いわけになるようすけれども、委託業務につきましては、私は以前に公社のほうに行っていて、建物等の管理、清掃という中で仕様書をするのが大変な業務になっております。当然今後、用度に関しましても最終的には一般競争入札にやっていく、それを目指しているいろいろな仕様書をつくったり、努力したいと思っております。見積もり合わせというのは最善の方法だとは思っておりません。やはり病院の経費を削減していく一翼を担っている用度施設課というところで何か購入をなるべく安くする。それから、委託業務を安くするというのが使命でありますので、それにつきましては今後課のほうで努力したいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（松本啓太郎君） ほかにご指摘はございませんか。三好徹明君。

議員（三好徹明君） 先に他の議員さんと重複する部分もありますが、私のほうから今回の決算について何点かお伺いいたします。先ほど議会前に説明がございまして、中期計画をやられるということではありますが、当然今回の決算等をやりながら、どのような資本を持っていかなければならないかということがもちろん前提になっていると思います。当年度7億、昨年10億、繰り越しが約18億近くということでありましたが、このまま手をこまねいていては10年後には破綻してしまう。そこまで行く前に破綻しますね。ということで、真剣な中期計画を立てられたと思います。それで、このような状況の中で中期計画、中期計画によって達成できるというのはどの程度のものなのでしょうか。簡単に言えば、5年後に経営が黒字に転換して、それでなおかつ病院負担を返済できるだろうかというような、例えばですね、例えばそのようなことをお聞きしたい。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画経理課長（松田裕一君） お答えいたします。中期計画におきまして先ほどの収益収入でしておりますが、平成20年、この時点では医業収支の均衡化ということをやって現状でできる改革を行って医業収支を単年度で均衡化することを目標にしています。経常収支につきましては20年度では赤の状態がふえるということのみでおります。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 20年度といたしますと、今年度は16年度ですから、あるいは15年度の16、17、18、19、20と、5年の計画で医業収支を均衡化する。医業収支は均衡化すると目標を立ててこられたというお話でございます。私は後で一般質問で述べますけれども、ここで特に私がこの件について何度か質問をしております、当時この外来センターが建設されまして、そのような経営部門でですね数年後にはこの状態で結論が出るだろうとおっ

しゃっていました田中院長、今のセンター長さんにこの現状危機感についての感想をまずお聞きしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君） お答えいたします。この中期計画につきましては、当然わたしどもも一緒に参加させていただいてつくりました。それで、確かに昨年、本年度につきましても努力をしてまいりましたが、このような形で収支がでていきますけれども、やはり私どものやるべき仕事というのは、環境がいろいろ変わる中で地域の中核病院としての使命、分離した最大の目的は入院棟における救急および急性期入院としての病院機能、それから外来機能ということにして、高機能外来としての外来。それからもう一つは保健、医療、福祉との連携を中心とした地域保健、それから保健業務を予防医学を中心とした健康管理センター。したがって、私は立派な施設ができましたので、最大限利用していきたいと思っております。収支につきましては、これは計算上のとおりですが、安定した経営ができるよう常に努力していきたい、そのような考えであります。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 3回目ということなのですが、先生につきましては医療の専門家として、地域の中核病院としての役割を果たすべきだということを強調されておりましたが、はっきり言って、経営的な面についてはもちろんでございますが、大変失礼なのですが、素人だと思います。ですから、前々回の質問に対しても、その場で4年以内、3年以内にはこの計画がよかったという結果が出てくるだろうというようなことをおっしゃったのですけれども、そのような簡単な事ではとんでもないと。この数字は、たまたま今年度7億だったというのは外来と病棟が離れてみて動き出したということで3億の圧縮が、7億がベースではないのだと、これからは7億前後の赤字が続いていく。この中期計画というものがなければですよ。中期計画でなんとかなるだろうというように私は思います。それで、最後にこの病院建設、外来棟分離については経緯をよくご存じの高橋副管理者に、前もお聞きしましたが、

今日の15年度決算を見てどのように感じておられるか、また、多野広域の組合病院として構成市町村の新町の町長さんとして、この病院がどのような役割を果たしてきたのか、最後にそれをお聞きして質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 副管理者。

副管理者（高橋功君） 三好議員の質問にお答えいたします。確かに自分自身、副管理者として携わってきました。ただ、副管理者の立場、位置づけ、そのようなのは皆様方、議員さん方はおわかりだと思っております。その辺でご理解をいただきたいと思えます。また、今の病院の状況、大変だと思っています。地域の皆様方の心配のないような中核病院としての位置づけを日々なお一層出して、地域に愛される病院になっていけばいいな、そのように思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時25分

午後4時27分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。副管理者。

副管理者（高橋功君） はい。三好議員のただいまの質問でありますけれども、30年間の事業の中で総合病院が機能していなかった、評価が得られないというようにとられているようでありますけれども、一部事務組合のことについて、その中に意味が入っているということは一つもありません。一部事務組合以外のことで、一部事務組合以外の事業連携、協議、そのような中の感じがここへ出ているのだと思います。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はありませんか。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 17ページと20ページで、公立藤岡総合病院と外来

センターの経費の中でコンピューターの賃借料について2点お伺いいたします。まず、1億1,700万円の決算でございますけれども、委託の業務内容、台数、それと委託先、そして契約は随契なのかどうなのか。今、社会保険庁等でいろいろなコンピューター関係、ソフトの事務委託については大変な問題になっております。これは14年度に比べてコンピューターの賃借料が増えたのか減ったのか。そして、このような業務内容がもし増えたのだとすれば、どのような形の中での業務内容を増やしているのかどうか。また、賃借料というものが適正なのかどうかまで踏み込んで、1回目の回答でお願いいたします。17ページと20ページ、外来センターについては7,128万7,200円というようにあります。この14年度、15年度、増えたのか減ったのか、業務内容と台数、それとどのような委託先でどのような契約のもとにこの賃借料がなっているのかどうか、よろしくお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画経理課長（松田裕一君） お答えします。上のほうの賃借料につきましては約5,700万円ほどあります。これにつきましては、14年度は医事会計システムを賃借で支払っておりまして、15年度からにつきましてはオーダリングが追加になっております。それで5,700万円の増になっております。

議長（松本啓太郎君） 外来センター課長。

外来センター課長（黒澤美尚君） 外来センターについてお答えいたします。外来センターにつきましては平成14年度から19年3月31日、7,128万7,200円、これは平成14年度と変更はございません。以上でございます。業務につきましてはやはりオーダリングシステム等の業務です。委託先は富士通、台数についてはちょっと今こちらでは。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後 4 時 3 3 分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） まず、このオーダリングシステムというのがどうも 5 , 7 0 0 万とか 5 , 9 0 0 万と非常に大きなものになっていますけれども、このコンピューターを賃借しなければこのシステムというのはなぜできないのですか。病院が今まで経験した中でこのような医療事務をはじめとした中で、コンピューターの処理をなぜこのような形の中で自前で構築できないのかどうかというのを。この辺で、院長、このようなものをとにかく借りて実効を上げていく中で職員の、台数はよくわからないのですが、台数などというのはほとんど、正直なところ、メインのソフトの開発にかかっているだけで、その後、そのソフトがきちんと確立できれば、保守・委託料が先ほどから大変問題になっておりますけれども、そのようなものについては病院の担当が逐一できるわけです。まして以前、本病院のほうではこのようなオーダリングシステムをきちんとやっている中で、外来棟でこのようなものを始めた、全部委託しますという、非常に中期計画で丸投げにはならないという話がありますけれども、もうちょっときちんとした中で本来、これも多分随契でやっているのだと思いますけれども、このようなシステムを確立しているわけです。もうちょっときちんとしたものを、病院独自のそのようなものを確立していけるような、そのようなものはないのかどうか、その 2 点をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） この中身は端末機、コンピューターそのものというよりは、ほとんどソフトウエアにかかる費用で、それを賃借しているということであります。では、これを病院が自前で開発できるか。これは、非常にサイズの小さいところであるならば可能であるかと思っておりますけれども、これに関しての開発というのは非常に莫大な人を要します。そして、従来の病院の職員の中でここまで開拓するということは、まず不能であろうと思っております。常識で考えても、このようなオーダリングの開発というのは、企業と病院

が一体となって開発していった、ある程度製品化していく。ある程度パッケージになったものをユーザーなり病院が病院のシステムに合わせて設計変更して運用していくのが実情であります。そのためにはやはり開発部門として相当な人を投入しないと開発することは不可能。今後そのようなことができるかという、小回りのきくところは当然情報課の職員が対応できますけれども、根本的な開発というのはまず難しいと考えております。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） まず、質問の仕方が悪かったのでしょうかけれども、本病院においてはきちんとやっているわけですね。今度はオーダリングシステムを、また随契ですね、これ。随契だと思えますけれども、もうノウハウは全部できているわけですね。本病院としてのソフト業務はきちんとできているわけです。それを今回外来の中でオーダリングシステムをもし確立していくということになれば、当然費用が安くできるわけなのです。ノウハウはもう既にあるのです。なぜそのようなことが、一般競争入札であれば当然そのようなことになる。先ほどから問題になっているように、随契で恐らくこのような中で業者をある程度絞った中でやるとちょっとも下がらないのです、コンピューターが。社会保険庁にいつもそのとおりだと思う。年々上がってきます。多分これは10年契約か何かで、毎年6,000万からの費用ずっと払っているのだと思えますけれども、これは絶対に間違っています、このようなやり方は。もう既に本病院におけるノウハウを確立し、そのような基本ソフトの設計等は、変な話ですけども、会社名を出してはいけないのだと思えますけれども、両毛システムさんであるとか、高崎計算センターさんなどは皆ソフト関連のを持っているわけです。簡単にできるのです。このようなものをしっかりと考えた中で注文、いわゆる一般競争入札でこのようなものをつくっていかなければ、経費節減などはできない。ここのところをしっかりと把握してもらわないと、本当に中期計画がいつまでも気になりますますけれども、先ほどの湯井議員さんではありませんけれども、一般競争入札をこのようなものに全部反映しているのかどうか、この関係をお聞きいたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問に対して全部はお答えできませんので、わたしが関与するところだけお答えして、他の職員に残りを答えさせようと思います。病院の方で構築されているというのは誤解で、訂正いただきたいと思います。このオーダリングは外来センターにおいて初めて実施されたものです。そして、そのソフトウェアというのはやはり外来診療を主体としたソフトの開発で入ってきた。1年おくれて病棟のほうに、外来棟とドッキングする形で、入院患者を対象としたそのソフトウェアが導入されたということがあります。そのようなことで、その中身、もうでき上がっているから、そのままただコピーして同じに運用すればいいというものではございません。そのようなことで、オーダリングは計画しているところでありまして、そして、5年間という形で賃借料を払っているということでありまして、残りの件については当院の職員に答えさせます。

議長（松本啓太郎君） 医療情報課長。

医療情報課長（小野里昇君） お答えします。今も院長が言われたように、平成14年に外来センターが開院し、そのときにオーダリングが外来センターに入りました。それまでは入院棟のほうはオーダリングは入っておりません。1年おくれて平成15年4月から入院棟のオーダリングが入ってきています。そのようなことで、今まであった技術をそのまま利用できるという形ではございません。それから、ソフトのことですけれども、現在われわれ医療情報課になるのですが、現在4人おります。4人おまして外来センターに2人いて、入院棟に2人。それで、ソフトの開発は専門性を要しますので、一般的にオーダリングを開発をしている病院というのはほとんどありません。ただ、亀田総合病院にというのはありますが、これは別会社をつくってやっておりますので、病院でオーダリング等の開発はほとんど行えないのが実情です。

議長（松本啓太郎君） ほかにご質疑はありますか。木村喜徳君。

議員（木村善徳君） 48ページですね。先ほど湯井議員から質問があった

のですけれども、栄久と東朋産業、この2社の見積もりあわせということなのですけれども、病院側としては見積もり合わせ、ないしは随意契約又は一般競争入札、これは病院側にとって契約上どのように一番有利だと思っているのかというのが1点。こちらにある48ページの契約、その他を全部説明してください。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君） 木村議員さんのご質問にお答えします。48ページの重要契約の関係なのですけれども、現在、見積もり、湯井議員のご質問の中でも回答させていただきましたが、理想というのですか、最終的には一般競争入札のほうが適正ではないかなと思っておりますし、また、経費削減、公正、公平の面からして今後そのようにしていくように努力したいと考えております。それから、議員さんの質問でそのほかの契約というのは。栄久の関係につきましては3社見積もり、それから株式会社クリーンメディカルジャパン、これがベッドメーク業務委託契約というのは栄久関連ということで1社、比較的安い金額で契約できるということで、1社契約といたしました。次の東朋産業につきましては3社見積もりになっておりまして、クリーンリース株式会社も3社です。有限会社FIBも3社見積もり、クレハも3社、残りの二つにつきましては医事課ですので、飛ばします。帝人在宅東日本株式会社、これは医師の方ですということなので、1社の随意契約ということになっております。FSユニマネージメントですか、これは見積もり合わせと提案ということで2社見積もりにいたしました。SRLにつきましては1社随契です。オーダリングインターフェイスリースですか、これは6社の見積もり合わせ、株式会社日本設計につきましては6社の指名競争入札。それから、三洋電機空調株式会社、これにつきましては三洋電機の製品ということで、1社随意契約にいたしました。以上です。

医事課長（吉田賢治君） 続きまして、先ほどの48ページのやや下のところなのですが、診療録の保管委託、これは株式会社寿製作所。これにつきましては当院のカルテ倉庫がかなり狭くなっておりまして、通常、診療録の保管管理は基本的には5年間と決まっておりますが、当院では10年間保管してございます。ただし、院内

にはこのような倉庫に限界がございまして、外部保管という形をとっております。それで診療録等の外部保存に関するガイドラインもございまして、そのような関係で、個人情報の問題もございまして、寿製作所さんの随契となつてございまして。それから、その一段下でございまして。救急医事業務委託これにございまして。これは、通常は入院棟の受付、救急受付でございまして。昼間夜間問わず、24時間体制ということで、これは日本医療事務センター、これも随意契約ということで契約を行っております。以上でございまして。

議長（松本啓太郎君） 答弁者は手を挙げて、指名されてから答弁をお願いします。木村善徳君。

議員（木村善徳君） 契約の中でも競争入札が一番有利だと今、課長は答えているのですけれども、その中で48ページのずっと契約の様子をうかがったら、競争入札は工事だけですね。これはどのようなことなのですか。いいことがわかっていて手をつけてない。昨年10億、ことし7億、現在の病院の状況というのを把握しているのですか。とてもそうとは考えられない。先ほどの湯井議員の説明の中で、資料というのが膨大で大変だ。その資料をつくったりするのはあなたたちの仕事ではないのですか。違いますか。これは一体なぜ、今までも病院は何年もやっているのですよ。そのようなことがわかって、なぜ手をつけていないのか、これをきちんと納得のいくように説明願います。そのぐらいの意地がなければだめだと思います。今後の計画、このようなのは絵にかいただけなんです。ここに気持ちがあれば。課長、もう一度きちんと答弁してください。

議長（松本啓太郎君） 用度施設課長。

用度施設課長（前川善昭君） お答えします。確かに議員さんのおっしゃるとおり、なぜおまへたちは、やらないかということです。これからやるように努力したいと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。ただ、それから、忙しいというのは理屈になりませんので、今後進めていきたいと思っておりますので、今まで適正ではなかった、もう少し適正にしなければならぬということとは、

わたしのほうとしては理解しております。今後、忙しいとはいえ、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 木村議員のご質問にお答えいたします。ただいま、用度施設課長から答弁があったわけですが、やはり内容につきましては入札で有利のものと随意契約が有利なものというのがあります。したがって、何でもかんでもという言い方は悪いかもしれませんが、競争入札に適さないものも当然ございます。それが一番難しいという部分の、指名競争入札にするか随契にするかということの一番難しいところというのは、やはり布団、寝具の問題もございます。これは、患者さんも寝ておりますから、これを一夜にして全部布団を取りかえるということは、業者が変われば起こり得ることです。したがって、各公立病院の価格等をよく把握しながら、横の連携をとりながら、寝具につきましては契約しているのが現状でございます。今、隠さず、何事も理解していただくために私は申し上げております。したがって、今、用度施設課長のほうで競争入札に全面的にするという言い方をしましたけれども、やはりこれは全部はできないというのが現状でありますことをご理解いただければということでもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 木村善徳君。

議員（木村善徳君） 今までは過去においてやっていなかったということは非があったということを経営者は認めたわけですが、過去のことについてはいいとして。今後、競争入札にできる契約についてはいつごろまでに、これをきちんと明確にして答弁してください。今後努力しますではだめだ、もう。このような現状なのだから、病院が。あともう一つ、契約は競争入札がすべてではないというのが答弁なのですから、その中で随契、それはわかりません、いろいろな業者があるので。そんな布団が一晩で変わる、これは契約の内容によって違うでしょう。競争入札でも中身も契約の文言でいろいろあるでしょう、その契約の仕方が。だから、でき

る範囲でやってほしい。つまり、この中で出ているのだから全部競争入札はないでしょう。この中で局長が言った競争入札に合わないということで、全部合っていないのですか。これを言ってください、もう一回。この2点。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（磯野義弘君） 木村議員ご指摘のとおり、競争入札に付せるものも当然ございます。したがいまして、先ほどのご質問のとおり、いつからかというご質問がございましたけれども、これは契約期間が3月までありますので、新年度より、できるものは競争入札にしていきたいというように思っております。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はございますか。小須田一美君。

議員（小須田一美君） 大変時間が押しておりますので。報告書を見ていたらちょっとした疑問がわいたのですが、25ページの固定資産明細書というのがありますけれども、これを見ていただいて、(2)無形固定資産明細書、これは電話加入権167万2,543円、これは今、電話債権加入権というのが昔は財産でありました。加入権は財産になりますというようなコマーシャルもしていたと思うのだけれども、ここに来て、いろいろな電話会社が出た問題もあって、一回もう価値がなくなってしまうものを固定資産明細書という、1台当たり幾らで上げているのか、これはわかりませんが、これはどうなのでしょうねという疑問なのですが、よろしく答弁をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画経理課長（松田裕一君） お答えします。NTTの電話加入権なのですが、現在の電話加入権につきましては電話加入の設備負担金、それから加入料、通信料が含まれる状態で加入権となっております。それと、ご指摘のありました、今度、加入権がなくなるということなのですが、それにつきましては、まだ7万3,000円ですか、これにつきましてはまだ確実な回答が今は出されておられません。それにつきましては現状のまま加入権として載せております。

議長（松本啓太郎君） 小須田一美君。

議員（小須田一美君） 従来どおりの7万何がしかで載せているということですが、実際にNTTも、もう資産ではありませんと言っているものを資産として載せておくのはおかしいと思うので、これは改善をすべきではないかと思います。以上で終わります。

議長（松本啓太郎君） 答弁を求めますか

議員（小須田一美君） 求めません。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑はありますか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） ページは3ページなのですが、資金的収入支出のところで、資金的収入額が資金的支出額に対して不足する額1億5,027万7,849円。その中で過年度分の損益勘定留保資金1億4,104万4,246円という数字が出ていますが、平成16年3月31日現在、損益勘定の留保資金は一体幾らなのか教えていただきたい。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画経理課長（松田裕一君） お答えいたします。損益勘定留保資金につきましては、藤岡総合病院、それから外来センターをまとめまして30億110万円となっております。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 昨年度もそのような形で、わたしは留保資金が減少して財源不足を生じる恐れがあるのではないかと憂慮している一人でございますので、議会に対しても決算書とまた監査員の意見書とを一緒に、先ほど答弁をいただきましたが、財源調書を提示していただきたいと言いました。後になって、今現在出せませんか。公立藤岡総合病院の事業会計の財源書、それと平成15年度の附属外来センター事業会計の財源書、それともう一つ、平成1

5年度の訪問看護事業会計の財源調書、出せますか、出せませんか。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画経理課長（松田裕一君） お手元の方に財源調書がありますので、これはお見せできます。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後5時休憩

午後5時13分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。冬木一俊君。

議長（松本啓太郎君） はい、冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議会に対して、平成15年度の財源調書を提示していただき、大変ありがとうございました。付ける必要はないと言いつながらも、議会に対してはこういった決算のベースになるもの、また県に対しての報告のベースになるものでございますので、来年度以降も引き続き提示を願いたいというように思っております。その点について意見を述べたいと思います。それと平成15年度、この人件費、給与費の関係なのですが、藤岡市から出向と言いますか、ある種の派遣ですか、派遣であるという職員が何名いるのか。おおよそどのぐらいの金額が給与として支払われるのか。それと、これは管理者にお聞きいたしますが、何故に藤岡市からこれだけの職員を派遣する形をとらなければいけないのか。その3点について質問をして私の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 企画課長。

企画課長（松田裕一君） 財務諸表につきましては来年度決算書の中に資料として添付させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（黒澤真澄君） はい。藤岡市から派遣されている事務員ですが、経営管理部長、ほか4名でございます。金額についてはアバウトでございます。大体なのですけれども、約4,000万円強になると思います。詳細には把握しておりません。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、人数につきましては報告があったとおりでございますが、何故ということなのですけれども、私は病院の職員も一生懸命建て直しに努力しているところであります。なお、私のほうで何故にと言われましても、私は私の考えの中で能力のある、そして、病院の今後の成り立ち、そういったものを考えたときに、よかれと思ってやっているものであります。

議長（松本啓太郎君） ほかにご質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号、平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

## 第 1 2 議案第 1 2 号

議長（松本啓太郎君） 日程第 1 2。議案第 1 2 号、平成 1 5 年度、多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第 1 2 号、平成 1 5 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について提案のご説明を申し上げます。平成 1 1 年 4 月 1 日より介護保健法が実施され 5 年半が経過しており、介護保健制度は 2 1 世紀の少子高齢化社会に対応する社会保障として、介護問題に対応する国民の不安の解消、利用者本位の介護サービスシステムの構築、福祉と医療とに分立していたサービスの総合化などを目指し創立されたものでございます。しらさぎの里においては開設以来 7 年が過ぎ、地域に評価される施設となってまいりました。今後はより一層の経営努力をし、介護老人保健施設としての本質を求めていくものであります。それでは概要について説明を申し上げます。

第 1 款老人保健施設事業収益です。予算額は 5 億 6 8 3 万 3 , 0 0 0 円に対しまして、決算額は 4 億 7 , 6 7 9 万 5 , 1 5 2 円で予算に対し 3 , 0 0 3 万 7 , 8 4 8 円の減益となっております。これに対する費用ですが、予算額 4 億 9 , 8 5 5 万 6 , 0 0 0 円に対し、決算額 4 億 5 , 2 5 7 万 9 , 7 7 1 円となり、予算額に対し 4 , 4 2 3 万 6 , 2 2 9 円の不要額となります。なお、本決算につきまして、去る 8 月 2 5 日、武田監査委員、青柳監査委員の審査を受けた時、別紙の審査意見書をいただいております。ご苦勞いただきました武田監査委員、青柳監査委員に対し感謝を申し上げます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。平成 1 5 年度組合立介護老人保健施設事業決算認定についての提案理由の説明をさせていただきます。なお、詳細につきましては管理課長より説明いたしますのでよろしくようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 管理課長。

管理課長（内田雅之君） 続いて内容の説明をいたします。まず利用状況についてですが、老人保健施設事業において入所者・通所者合わせて延べ 3 万 8 , 5 6 3 人のうち、入所利用者数は 2 万 6 , 8 0 7

人。1日平均73.4人であります。通所利用者数は延べ1万1,756人で、1日平均39.7人です。

続きまして、第3条収益的収入および支出について、第1款老人保健施設事業収益の決算額は、4億7,879万5,150円で、前年対比で約120万3,560円ぐらいの増収で、前年比率は102%となりました。次に、第1款老人保健施設事業費用においては4億1,257万9,771円で、前年度対比は1,442万6,086円の費用減で、前年度比率では96.9%でありました。以上の結果、本年度の純利益として2,421万5,381円が繰り越されました。なお、細部については科目別明細で示しておりますので、よろしく願いいたします。以上で詳細説明に代えさせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 決算審査の報告を監査委員をお願いいたします。

監査委員(武田弘君) 監査委員を代表してご報告を申し上げます。平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立老人保健施設事業会計決算につきましては、審査の概要と結果についてご報告申し上げます。去る8月25日に地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき管理者より審査に付された平成15年度決算報告書ならびに事業報告書を中心に証拠書類を照合し、審査を行ったものであります。審査の結果は、収支の計数は正確であり、事務処理も良好であると認めました。以下、内容につきましてはお手元の決算審査意見書のとおりであり、また利用状況等および決算額は提案理由と説明の数字と同じでございます。重複しておりますので省略させていただきます。ご了承願いたいと思います。

当老人保健施設しらすぎの里は、ご承知のとおり平成9年4月1日に開設し7年が経過し、地域の施設として期待され、年間の入所利用率は93%を超える状況になっております。つきましては施設長を始め、職員の皆様の努力の賜物であると思っております。今後の一層の経営努力に期待するものであります。公立の施設の基盤をもって、病院との連携、地域との連携を、連帯をよりスムーズに行い、より信頼される施設づくりに邁進されることを希望いたしまして、簡単でございますが審査の概要報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第12号。平成15年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護保健介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

### 第13 一般質問

議長（松本啓太郎君） 日程第13、一般質問を行います。質問の順序は通告順に行いますので、ご了承願います。初めに、茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。まず、先ほどの決算委員会の中でも各いろいろな議員さんからの質問が出ました。赤字の額であるとか、今後どのようにするのであるとかそういった中で、質問をいろいろと書いたのですが、端的に質問だけさせていただければ、ある程度内容は分かると思います。まず、管理者に伺います。

地域の中核医療の病院としての大きなふるしきを広げたまま、そのまま経営が立ち行かないというのは各議員ならびにここにいらっしゃる全員の方が分かっていることだと思います。そう

した中で毎年7億近いこういった欠損を出す中で管理者として、いわゆる危害を感じている藤岡市として、この地域中核病院としての看板をこのまま掛け続けることに関して、管理者としてどのように思うのか。先ほどの三好議員さんの説明でも、10年もすれば100億にいったってしまうようなこういった累積の赤字をなかなか改善できない。キャパシティーは限られております。患者さんを大幅を増やすという、例えば入院患者を大幅を増やすということもできません。事務に関しては、いろいろな改善の方策は先ほどの議員からの指摘のとおり随時進めていくということでありまして、一体来年度どのぐらいの赤字であれば管理者として今の、現状のこの総合病院を保っていけるのかどうか。感想でも何でも結構です。7億、8億、このまま欠損を出す状況というものがどのようなものなのかどうか。まず、この1点質問をして1回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 茂木議員さんのご質問でございますが、私としましては数字を挙げて幾らならばこの病院が中核としての責任を果たせるかですけれども、私は数字はあえて申し上げるつもりはございません。まずは患者さんがこの病院を信頼していただき、この中核としての地域の病院として信頼される病院にしていきたいと思っております。まずはそのようなことです。そしてなお、私は少しでもこの赤字財政を解決したいということで、いろいろなことを頭の中では描いておりますけれども、ただ、このまま赤字財政の中でやっていっていいと、そのようには思っておりません。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今、管理者の答弁として、赤字のこの財政については非常に憂慮をしている中で、何としてもそういった健全経営に向けての努力を行っていききたいというようなことの中で、私はこの組合の現状と今後の計画というものが、今日なぜこのように取り出されたのかというように、私は今回の私の一般質問の中で、いわゆる病院のこの体制が、前から言っていたことですが、

やはりきちんとした計画の中で病院経営を図らなければいけないのだ。連絡協議会をしっかりとつくった中で、医療の請求の漏れであるとか、病院のいわゆる体制、地域の中核病院としてのきちんとした体系の中で医業収益を確保していくのだ、というように前から、今年の2月の議会でも言っております。

そのような中で、私はこの計画の中の8ページ。地域支援病院の規則。これについては私も診療所にするという計画をいろいろと事前の打合わせで、皆さんと協議する中で、全然そのような説明もなく来ていますけれど、例えばの話、医療サービスの向上に向けて、病院を診療所にすれば当然単価は上がるということは私も知っていましたので、内容を調べていく中で、なぜ今急にこのようなことを出してくるのかどうかというのを疑問に思いまして確認しましたら、何のことはない。当初からもう診療所にしておけばよかったんだというような計画の中で、この中期計画が出てきているわけです。

例えば、私は請求漏れなどをこの地域支援病院の医療をなぜきちんとしておかなかったのかと思って質問にしようと思ってやっていたら、きちんとこのように乗っかってくる。つまり、きちんとした内容をスタッフが、そして院長先生始めとして、こういった病院の内容、いわゆる救急外来、それから紹介、それと高度医療、こういった中で総合病院においては、はなから地域中核病院としての、この地域支援病院の認定の取得などというのはもっと早くにできるわけです。年間7,000万円も1年で増収を見込むというようにありますけれども、1点単価900円。9,000円を年間8,000人ですか、800人ですか、そういったものをなぜもっと早くにできなかったのかどうか。こういった点が、今まで私が再三言っているのですけれども、そういった病院の体制、内容の理解、請求の部分、こういったものがやはりきちんとした中で行われていないから、このようなことが起きたのですね。もっと早くにできます。ですから、こういった中でじゃあ、診療所にしますと、そうすると、じゃあ4,500万円も増収になりますよというようなことが出てくる。では、これに伴う増収の負担をするのはだれかと言えば、当然、国保であり地域の患者さんですね。病院が診療所になるのだ。では、それによって高くなるわけですね、自己負担が当然高くなるわけです。4,500万円の内の3割は当然、個人の負担ですから。では、診療所と

いう名前に変わったら高くなるんだよというケースを簡単に市民の理解もなくもしやったときに、適正な患者数が確保できるというように病院長、本当にそのように思っているのですか。今の世の中、少し高ければ行きません。どうしてこのようなことをもっと議員に説明するまでもなく、しっかりとした論議の中で変えていかななくてはならないのかということ、なぜ今日の今日になってこのようなことをするのかどうか。たまたま私が一般質問をするからというような話も多分あったのだと思いますけれども、本当に残念でならないのです。このようなことが行われるということ自体が。つまり、これだけの大ぶろしきを広げている以上、きめ細かい体制づくりを再三にわたってお願いしているのですけれども、連絡協議会のほうはそういったことが今どのようなになっているのかどうか。まず、その点もお伺いいたします。

そして、まずキャパシティが限られている以上、もし病院を診療所にするのであれば当然、科を削減。皆さんもご存じのとおりテレビなどでもありますけれども、診療所というのは、へき地であるだとか、なかなか態勢が整わない。先ほど湯井議員さんも言っていました。1人の先生が何人もの患者さんを診ているようなところを普通、一般的には診療所と言うのです。これだけの機能をそろえたところが、病院から診療所に名前を変えて少し増収しようというのは、何を考えてるんだと思います。はっきりと言いいましてね。そういった中で、しっかりとした、もう少し考えの元に、内容をどのような論議の中でこのようなことが起きてきたのか、この点について、今後の計画、この辺りについてお尋ねをいたします。

それと、最終的にはこれは人件費の削減に結び付けないことには、今回、この今後の病院の経営は成り立たないと思います。これは、11月28日の上毛新聞の、桐生市の歳出削減については、この桐生市行政改革委員会の骨子はやはり人件費の削減です。10年間で27億円の人件費を削減していこうというこの案については、当然ながら病院も人件費の削減に踏み込まなければ、この赤字はこれ以上改善できません。この辺について、人件費の削減ならびに科の削減をやる考えがあるのかどうか。これは本当に大変重要な問題でございます。地域中核病院としての体面ということは、病院長さん始めとして今の市長の考えで、これは保っているのだ。しかしながら、保ったままでは病院は必ずやつぶれま

す。これ以上、患者さんのいろいろな意味での増加ならびに病院の経営の改善は見込めません。目標設定が全くありません。中期計画においても、先ほどの木村議員さんも言っています。時期を明確にした中で、しっかりとした中で計画を立てませんと、病院は恐らく5年ともたないのではないかというように思います。

そして、まず科を3科減らしてください。病院から、診療所にもしするのであれば科を減らし、そして人員をきちんとした中で、適正配置した中で人件費の削減に踏み込んでいかなければ病院の改善は絶対にできません。18科はいらない。診療所であるのならば15科ぐらいに、先生を効率的に、例えば整形外科の今の待ち時間はどのぐらいですか。1時間とか1時間半とかと言われていませんか。こういった中でいかに効率よく、そして効果的に医療収益を上げていくのかどうかというものを、しっかりともう1回練り直さなければ、この診療所というようなこの施策は失敗に終わると思います。患者さんが減ります。確実に減ります。負担金が増えるわけだから。まして、本病院においては今まで働いていただいた立派な先生方が病院を辞められて、専門的な病院を藤岡市内に次々と開設をしております。近いうちには眼科もできるそうでございます。本病院の先生が独立をされて眼科を開くということも聞いております。

つまり、ある程度、藤岡市においては地域医療が確立しているのです。病院がそこまでもう大ぶろしきを広げなくてもいい時代が来ているのです、院長。そうでしょう。いろいろと病院で一生懸命経験を積んで、しかも専門的なお医者さんが次々と、今、48あるではないですか、藤岡の町の中に。こういった中でいつまでも藤岡総合病院が地域の中核病院としての大ぶろしきを広げて、市民の税金を7億も8億も、そのように注ぎ込む時代はもう終わっているのです。そのところをしっかりと管理者に考えていただかないと、この病院の経営は成り立たない。自分がですからいくら努力してもだめなのです、もう。医療費は上がらない。入院患者は増やせないのです。ですから、そのところをよく考えた中で、しっかりとした答弁をしてください。まず人件費の削減をどのように考えているのか。そして具体策。何年度から実施すればどのぐらいの削減ができるのかどうか。その辺を答えていただければと思います。

最終的には私が、経営推進会議というのを開いているというこ

とで、先日も病院にお邪魔した時にもやっていたけれども、現場をよく知る人間をそういった会議に入れないと、非常に漏れが出るのです、いろいろな意味で。そののところがまず考えていただいて、私は2月に提唱いたしましたこの病院の連絡会議というか、そのようなものを立ち上げていっているのか、いこうとしているのか、または、しないのか。その3点、院長にお願いして、2回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問にお答えいたします。計画書が唐突に出たということで、確かに議員の皆様方に説明する機会というのは初めてでございます。しかし、病院内においてはここ1年間にわたって検討してきました。そして外来センターの在り方、現状、そのようなものをとらえた上での、診療所化もやむを得ないというのが結論であります。それは経営ということが一つ大きな柱ありますけれども、もう一つは医師が非常にひっ迫している。これは新臨床研修制度で、この中において、当院も今年度において2名の引きはがし、そして来年度はもっと医師の減が当院において一番問題なのは、多くの患者さんに来ていただけるわけですが、それに対する受け皿が、医師が確保できないことによる医師不足が問題になっているのです。そのようなことで、外来センターの診療所化というのは唐突に出たわけではございません。十分内部で検討した上で、それから今後の経営的な推移を見た上で、そして、医療の質の確保ということにあまり影響しないということ、ここを前提として検討してきたこととさせていただきます。

それから、科を減らせばいい。そうすると不採算になる科を減らすということになるかと思えます。しかし公的な病院として、不採算部門を全部切ってしまう。まずじゃあ小児科を切れということなので、それはこの地域の人々にとって本当に望ましいことであるかどうか、ということになるわけです。やはり、不採算の部門こそよりやらざるを得ないと言うのは、公的な病院の使命だと私は考えております。そのようなことで、科の削減ということはほとんど経営に結びつくものではないと考えております。

それから、地域医療支援等のこの取り組みは、支援病院の取り組みはすぐにできたはずではないのか、これは今そこを目指して

進めていく段階です。そして、これは地域の医療機関と医師会の先生方と地域医療、この地域で少なくとも急性期から慢性期まで、すべての医療をこの地域内で完結できるような環境を整えるということで、医療機能分化推進事業という名の元に共同で取り組んでおります。そのような中で、より分化機能が進められた中で初めて地域医療支援病院ということが取得できるのであって、分離したからすぐになるというものではございません。現に地域医療支援病院というのは群馬県内においては二つだけでございます。それは佐波医師会の佐波医師会病院と、それから前橋赤十字病院が、これの取得をしたということであって、これは非常に地域医療支援病院の取得は困難なのです。非常にハードルの高いものであります。今、私たちは少なくともそれを取得しようということで、医師会の先生方と連携を結んで、これを目標に定めております。そして、それは地域医療、お金を得るという意味ではなくて、医療の質を高める、そして非常に効率的なものをつくるという、これを足した、それに付随して診療費に加算がされるということであり、そうお金だけを目指にすることは本質から違っているのではないかと考えております。

それから後もう1点です。この人件費の削減ということは非常勤職員については過去においてやめていただいて、削減したわけですけれども、やはり地方公務員としての、公務員でございます。これは将来に向けてある程度進めることであって、そう簡単にできるということではありません。そして、やはり構造的なもの。これは非常に人を食う体質になっている。これは非常にジレンマに陥っているわけです。そして、なぜでは病棟を改修した後に看護師が19名、18名増えている。これは看護単位が二つの病棟が増えたことによって10看護単位になった。そして、やはりできれば新しい医療法の基準による1ベッド当たり6.4平米を確保しなければならないということの改修であれば、当然1フロア、1看護単位あたりのベッド数が減ってしまう。ではそのベッド数に見合っただけで看護師は病院トータルで3,300ヘクタールですから看護師を減らすことができるかということ、それは全く逆であります。やはり、そのベッドのサイズ、1病棟のサイズが夜勤体制を組むうえにおいては必要最小限。夜勤の体制は以前に比べますと、3人夜勤体制を常に行っていましたけれども、準夜や深夜帯においては2人の夜勤もせざるを得ない。そのような状況の中で、

やはり看護師が増えたということであります。それからやはり救急に対する対応。その夜勤体制で対応するのではなくて、救急に関しては3交替で常に看護師が対応できるような体制になるために、重症病床11床と、それから救急外来における8床の病室。それから外来部門。そこで、看護師は40名、この体制をとらざるを得ない。これは夜間においても常に対応できる体制をつくるために、準夜・深夜の両方で6名ずつ、夜間に勤務する者が12名必要であります。そのような中で人員増を余儀なくされているということです。

これはなぜそのようにしているか。それは提供する医療をより質のいいものを地域の人たちに提供しようという信念のもとにやっているわけです。そのような中で、直接医療にかかわらない、部門は少なくとも増員なく、そして定員を減らす方向にいろいろと努力しているわけですが、確かに赤字が増えていく。そして、これに対して即応するような改革はできません。そのような中で、微々たるものであるかもしれないけれども、医業収益に関しては20年度にある程度バランスが取れる。そのようなことを目指して中期計画は立てられておるのが現状です。それから、連絡協議会。これは病院、地域の医療機関の代表の先生方と、医師会の先生方と病院において連絡協議会というのは定例で行っております。過日も行ったばかりであります。それから、経営推進会議ですね。それは定例で1カ月に1回、経営会議を行っているものであります。そして、その中でいかに経営を立て直せるかですけれども、それは中期計画を見ていただきたいと思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今、院長先生から、例えば「小児科を切れ」だとか、そのような話の中で、例えば先日館林総合病院などは地域の連携をしっかりとした中で、子供たちは内科さんにいろいろと診てもらって、病院本来の、厚生病院としての機能を充実させようというような、そのようなことが新聞に出ていましたけれども、出ているこの、きちんとした中で、この病院が地域の中核として主体性を持って、先ほどの各お医者さんとのいろいろな連絡等をしていけば、病院は何も私は大ぶろしきを広げなくても地域と連携し

ていけばできる、そのような時代になったのだということを行っているわけです。ですから、小児科を切れ、どうのこうのではなくて、きちんとした中でよく精査して効率を求めなければやっていけないのです、ということをお今日は申し上げていますので、そこをしっかりとした中で人件費の削減が53.3%から52というようになっていきますけれども、これはできません、このままの体制でいったときには。この辺を思い切った形で削減していくには、科をもっと集約して、後は地域に任せる科は任せて、そして効率の上がる整形なり何なり内科なりをきちんとした中で、先生をそこにきちんと充実させて、いわゆる医療収益を上げるしか方法がないのだ、と言っているのです。例えば、夜間救急体制については、では1年間で幾らの赤字を計上しているわけですか？私がいちいち聞いているのは、1年間で2億円の赤字を、いわゆる40名も体制を整えてやっていく中で、それは市長とすれば藤岡市のそういった中で、救急体制必要だ、病院で必要だと言うけれども、単純に言って7,600万円の補助金を得て埋めても、2億円という赤字があるわけです。やはり、そののころを考えた時に、病院が診療所に、格下げとは言わないけれども変えるのであれば、思い切った形の中で科を集約していかなければ、今後の本当の意味での総合病院の経営は成り立たないのだということをお、明確に理解をしていただかないと、正直なところ無理です、この病院の経営は。ですから、そののころを、そろそろ中核病院として最低限何をするのかというように論議を変えていかないと、この中期計画は破綻します。目標が定められない。つまり、先ほどの吉田議員さんではないけれども、スタッフを増員していかなければ成り立たないのですね。ですから、まず科を減らすことをある程度、経営推進会議の中で議題として採り上げていくことができるのかどうか。

それと、最後になりますけれども、この地域医療支援病院の申請が果たして確実に17年度当初からできるのかどうか。そして、できた場合についての7,000万円の増収というのが、どのような根拠でこのようなことができるのかどうか。外来センター診療所化の、例えば、認定が出ると4,500万円、初診時に約200円程度上がっている中で、いろいろな中で、これは私も理解できますけれども、この地域支援病院の取得によって年間7,000万円も増収する。いいですか、入院患者が1回だけです。9,

000円が発生できるのは。これはどのような形でここまで踏み込めるのかどうか。例えば、4月1日からスタートできるのかどうか。この辺りをまず、そういった計画がきちんといけるのかどうか。この2点。最後に質問して終わります。

議長（松本啓太郎君） 院長。

病院長（鈴木忠君） 科の在り方については当然検討していきますし、それから救急外来におけるその40名の看護師の配置等、これをもう少し効率よくできないかというのは今、検討しているところがあります。この辺は当然、配慮するつもりであります。具体的なことはここではお話することはできませんので十分考えていきたいと思えます。それから地域医療支援病院、17年4月1日付けで始まるということではございません。17年度中にその体制を整えて申請を予定していきたいということでありまして。これは要するに、1年間稼動したときに入院患者数が8,000人としますと、多分7,000万ぐらいの額になると、そのような考えであります。これは17年度中に申請、取得を目指して、目標としています。ですから、17年4月1日からそのような認定を受けるということではございません。これはやはり、病院での研修機能、地域医療機関におけるいろいろな医療技術者に対して研修機関としての役割を果たす、そのようなものはきちんとした実績、それから今後の目標、予定です。このようなものがそろくと、申請することができる。そのようなことで17年にすぐ7,000万の増収があるということではありません。

議長（松本啓太郎君） 以上で、茂木光雄君の質問を終わります。次に、三好徹明君の質問を行います。三好徹明君。

議員（三好徹明君） 先に説明されました、公立藤岡総合病院外来センターの今後について質問をいたします。現在、外来センターがオープンして4年になるかと思えます。外来部門を分離した病院は当時もあったとの説明を受けまして、その後、藤岡総合病院のように1.5キロというような形の外来センターが設立された例があるかどうか分かりません。またあれば、どのような成果を収めているのかも伺ってみたい。

議長（松本啓太郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） はい。外来分離の病院としましては千葉県の亀田総合病院、それと山形県の病院の例がありますが、亀田総合病院では敷地内に診療所を作りました。また現在計画中の奈良県の病院。それと青森県の病院がありますが。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 今お聞きしたように、極めて珍しい形の病院です。2年ほど前ですかね、千葉県の亀田総合病院の視察に行っていました。病院のスタッフの方も議員の方もなさっていたわけですが、亀田総合病院、当時はベッド数800。多野藤岡組合議員でありました時に、外来分離に亀田総合病院に、外来専門のベッド数19。いわゆる診療所です。診察室が約100、大規模な外来専門棟であります。専門スタッフや診療設備も今まで入院でやっていた医療を外来で行えるという大きなメリットを目指して、医療機関としては1999年、世界で最初の電子カルテ化を実施しております。規模も内容も経営方針も天と地の開きがあり、比較にならないと思った程であります。確かに当時、外来は亀田クリニックとして分離しておりましたけれど、外来棟から病棟まで約150メートルの空中の廊下によってつながっておりました。緊急の場合は外来の医師が徒歩4、5分ほどで病棟に駆けつける。このような環境を維持しながら、医療というのは一体だという説明を受けました。医療の重みや将来の見通しを私たちは誤り、藤岡総合外来センターの1.5キロによる医療機能の分断化とはまるで違っていました。当時、建設に反対した私が提出した現状改革設計案をもう少し検討していれば、このように現在苦しんでいることもなかったと思われれます。

先ほど、現状経営の合理化と改革案の説明を聞きました。つまり、診療所に戻すと、これも当時、病院か診療所かという議論を十分にしないで、病院ということの認可を受けて始めてしまったのではないか。今回の中期計画による改革案の経営改善が仮に進んだといたしましても、私の試算によりますと、先ほど中期計画を見て、平成16年には6億になる。17、18、19、20と

5、4、3、2、約20億の赤字を生み出していく。つまり、現在抱えている累積赤字17億と足して、約37億から40億の累積赤字が残るのではないか。このように私は試算しています。また、この中期計画が失敗すると70億、80億というような累積赤字。つまり、経営破綻ということになります。

これを、中期計画による経営努力によって解決しようという病院側の熱意は分かります。しかし、根本的な問題は外来棟、病棟も1.5キロの物理的な距離の問題で、これは解決しません。この物理的な距離がある限り、2つでやる限り、経営自体は一つである。今後、現在の藤岡総合病院、病棟に外来機能を復活させ、同時にベッド数を減らし、附属外来センターに100床程度の病棟を併設し、急性期医療の役割を持たせた病院にする、または在来医療機関や自治体など、例えば今、高崎市には公立病院がないと言っております。例えば中核都市、30万、40万になってきたときに、例えば高崎などの、公立病院の経営がはなし、自治体の外来センターの常備などが可能かどうか、検討が必要であると思います。それらを視野に、検討、研究するつもりがあるのかどうか伺います。

議長（松本啓太郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） はい。外来センターに病棟を増設することは、外来センターにも入院棟にも、それは確かにそのようなところしかないということですが。また慢性期、急性期2つの病院を持つという事にしても、他の公立病院は一つの方法として併設してありますが、急性期特定病院の施設基準に地域医療との連携体制、紹介率70%以上の地域連携、入院外来比率等があります。現実には200床以上の病院の多くは医療連携を上げるために外来を大幅に減少する動きがあります。外来センターの診療所化ということは、これ以上の設備投資は厳しいものであります。現状では考えておりません。しかし、今後の病院経営で株式会社の参入等が大きく変わることも考えられますので、将来の医療制度の変更により、検討は必要と思われれます。また、他の自治体への譲渡については一部事務組合の病院であり、譲渡ではなく、公的な連携により新しい一部事務組合というものであると思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） ただ今の三好議員からのお話でございますが、（不明）それと、この外来センターの分離というのは少し意味が違うかというように思います。ただ、ここでお聞きいただいておりますけれども、私、ほかの自治体に譲渡できるかですが、仮に譲渡となりますと、今までこの外来センターと総合病院の運用の中で医師会の先生、そういったものも大きな問題になってしまいまして非常に難しいのではないかとというように私自身は思っております。ただ、大変面白い、面白いと言うと大変失礼なのですが、素晴らしい発想の中でのそのように思いますので、それについても参考にさせていただきたいというように思っております。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 今、しかし、この1.5キロの物理的な問題を解決すれば、今までのような経営努力。こつこつとした経営努力は無論必要です。必要ですが、それ以外の発想を持って知恵を出していかなければ、私は極めて難しいと思う。無謀な、当時は、そのような意見は少数派でございました。今、振り返ってみますと無謀な計画でできてしまった総合病院。今さら取り壊すことはもうありません。本年度の純損失は7億。今、言いましたように10年後には累計損失はこのままでは、何もしなければ80億にも90億にもなる。当然、それに至ればは経営破綻であります。大胆な決断が無理だとしたら、当面できる限りの対症療法でしてもらいたいということで、これが中期計画であると思っております。

この中期計画の中で触れておりますが、先ほど、何人もの議員さんが固定経費の最大の部分である見直しは必然、当然ながら、手足を切るぐらいの徹底したことをしなければと思っております。このままでは多野藤岡の医療環境は危機的な状況に将来陥ることは明白であります。地域中核病院としての使命を守るためにも果敢に改革に取り組まなければならない。

最後に、先ほど大変新町の町長さんに副管理者に対して、当時、平成16年5月15日、新町文化ホールにおいて高崎市地域町村合併説明会で町長のあいさつで読むという資料を入手いたしま

した。ここに再度読み上げますが、また藤岡地域につきましては、同じ広域圏の中で過去三十数年幾多の事業を共同で処理してまいりましたが、残念ながら期待した成果が見られなかった、先ほど町長さんは一部事務組合を含めて言っているのではないのだということによっておられました。そのようなことでありますので、町長さんにそのことを言っていたきたい。それと同時に新町は高崎と合併、そしてこの多野藤岡医療事務市町村組合をぬけます。そして一部事務組合の存在理由、存在をありがたく感謝して、構成団体として新町の恩恵を受けてきた。当然、応分の負担をしてきた。その感謝の気持ちがあるというものですから、いざと言う時には応分な精算金をお支払いして、その誠意を見せていただけるかどうか、それも併せてお願いします。

議長（松本啓太郎君） 経営管理部長。副管理者。

副管理者（高橋功君） 文化ホールでとかというその文書であります。その中で今聞かしていただきました、三十数年の中で幾つかの事業を共同でという言葉をもう一度よく考えていただければ分かると思いますが、一部事務組合の話はそれには触れておりません。組合のほかの事業であります。そして、また離脱の清算金だとかという話であります。とにかく今、このような状況で、それぞれ担当ですすめております。そのほうに任せていきたい、そのようにも考えております。とにかく今、いろいろな状況が、それぞれ首長も議員も市民のことを考えて進んでいっていると確信をしております。そのようなことで、市町村がお互いを認め合い、思いやりを持って進めていけば各地域の市民のため、町民のため、村民のため、そのようなことでこの合併も進んでいけるのではないかと、そのように考えております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（白岩民次君） 三好議員の質問にお答えいたします。大変厳しい経営状況でありますけれども、先ほど中期計画の中でもご説明申し上げましたように、その中で最も大きなものは、いわゆる職員の配置転換、経費の削減など今後削減努力を進めてまいります。また地域医療の中で医療の推進、向上を図りながら、関係諸

機関の協力の元に経営改善を続けなければならないと思います。

議長（三好徹明君） 了解。

議長（松本啓太郎君） 以上で、三好徹明君の質問を終わります。以上で、発言通告のありました質問は全部終了いたしました。お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

#### 管理者あいさつ

管理者（新井利明君） 本日は大変長時間にわたって慎重ご審議いただき、ご決定くださいますことありがとうございます。今後も病院の健全経営で、また地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりにより一層の努力を捧げたいというように考えております。今後とも議員各位にはご支援賜りたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。最後にこれから年末年始を向かえお忙しい事と存じますが、お体をご自愛いただきたいというように考えております。大変今日はありがとうございました。

#### 閉 会

議長（松本啓太郎君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて平成16年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでございました。

午後6時17分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 佐 藤 淳

副 議 長 松 本 克 彦

議 長 松 本 啓 太 郎

署 名 議 員 冬 木 一 俊

署 名 議 員 今 井 清 和